

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正
する規則(案)

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和41年川崎市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第12号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4条第1項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第4号中「教育長」の次に「、教育次長」を加え、同項第5号中「第6条第1項第3号」の次に「及び第4号」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

制 定 理 由

行政不服審査法の施行並びに組織改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 昭和41年6月28日教委規則第12号</p> <p>(第1条 略) (委任)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針及び計画に関すること。 (2) 教育委員会規則又は訓令の制定及び改廃並びに重要な通達を行うこと。 (3) 教育予算その他教育事務で議会の議決を経るべき議案について、市長に対し意見の申出を行うこと。 (4) 学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に 関すること。 (5) 研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。 (6) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の 職員の任免その他の人事に関すること。 (7) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱を行うこと。 (8) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び 評価に関すること。 (9) 重要な学校その他の教育機関の工事の基本計画の策定に関するこ と。 (10) 重要な教育財産の取得及び移管並びに処分について、市長に対し意 見の申出を行うこと。 (11) 重要な教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。 (12) 訴訟、<u>審査請求</u>その他の争訟に関すること。 (13) 通学区域の設定又は変更を行うこと。</p>	<p>○川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 昭和41年6月28日教委規則第12号</p> <p>(第1条 略) (委任)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教 育長に委任する。</p> <p>(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針及び計画に関すること。 (2) 教育委員会規則又は訓令の制定及び改廃並びに重要な通達を行うこ と。 (3) 教育予算その他教育事務で議会の議決を経るべき議案について、市 長に対し意見の申出を行うこと。 (4) 学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に 関すること。 (5) 研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。 (6) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の 職員の任免その他の人事に関すること。 (7) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱を行うこと。 (8) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び 評価に関すること。 (9) 重要な学校その他の教育機関の工事の基本計画の策定に関するこ と。 (10) 重要な教育財産の取得及び移管並びに処分について、市長に対し意 見の申出を行うこと。 (11) 重要な教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。 (12) 訴訟、<u>不服申立て</u>その他の争訟に関すること。 (13) 通学区域の設定又は変更を行うこと。</p>

改正後	改正前
<p>(14) 義務教育諸学校を除く市立学校の生徒等の募集の基本方針に関する こと。</p> <p>(15) 教科用図書の採択を行うこと。</p> <p>(16) 文化財の指定及び認定並びに解除に関すること。</p> <p>(17) 重要な表彰に関すること。</p> <p>(18) 請願及び陳情（以下「請願等」という。）に関すること。</p> <p>(19) 公文書の開示請求等に関すること。</p>	<p>(14) 義務教育諸学校を除く市立学校の生徒等の募集の基本方針に関する こと。</p> <p>(15) 教科用図書の採択を行うこと。</p> <p>(16) 文化財の指定及び認定並びに解除に関すること。</p> <p>(17) 重要な表彰に関すること。</p> <p>(18) 請願及び陳情（以下「請願等」という。）に関すること。</p> <p>(19) 公文書の開示請求等に関すること。</p>
<p>2 教育長は、前項の規定により委任された事務について特に必要があると 認めるとき又は委員会からの求めがあった場合には、その事務の管理及び 執行の状況を委員会に報告するものとする。</p>	<p>2 教育長は、前項の規定により委任された事務について特に必要があると 認めるとき又は委員会からの求めがあった場合には、その事務の管理及び 執行の状況を委員会に報告するものとする。</p>
<p>(第3条 略) (教育長の専決事項)</p>	<p>(第3条 略) (教育長の専決事項)</p>
<p>第4条 教育長は、次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務につい て、専決することができる。</p>	<p>第4条 教育長は、次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務につい て、専決することができる。</p>
<p>(1) 町区域の設定、廃止又は変更、住居表示の実施、土地区画整理事業 等の実施等に伴い、学校その他の教育機関の位置の表示が変更される場 合に必要な改正条例の市議会提出原案の作成及び教育委員会規則の 改正に関すること。</p>	<p>(1) 町区域の設定、廃止又は変更、住居表示の実施、土地区画整理事業 等の実施等に伴い、学校その他の教育機関の位置の表示が変更される場 合に必要な改正条例の市議会提出原案の作成及び教育委員会規則の 改正に関すること。</p>
<p>(2) 委員会が指定する請願等に関すること。</p>	<p>(2) 委員会が指定する請願等に関すること。</p>
<p>(3) <u>審査請求</u>に対する決定以外の公文書の開示請求等に関すること。</p>	<p>(3) <u>不服申立て</u>に対する決定以外の公文書の開示請求等に関すること。</p>
<p>(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の 職員の任免その他の人事（教育長、<u>教育次長</u>、担当理事、部長、担当部 長、課長、室長、担当課長、主任指導主事、学校その他の教育機関の長、 副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。）に関すること。</p>	<p>(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の 職員の任免その他の人事（教育長、担当理事、部長、担当部長、課長、 室長、担当課長、主任指導主事、学校その他の教育機関の長、副校長及 び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。）に関すること。</p>
<p>(5) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱のうち、川崎市学校 運営協議会規則（平成18年教育委員会規則第2号）<u>第6条第1項第3号</u> <u>及び第4号</u>に規定する委員の任期途中での任免に関すること。</p>	<p>(5) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱のうち、川崎市学校 運営協議会規則（平成18年教育委員会規則第2号）<u>第6条第1項第3号</u> に規定する委員の任期途中での任免に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>2 教育長は、前項の規定に基づきその事務を専決したときは、これを速やかに委員会に報告しなければならない。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>2 教育長は、前項の規定に基づきその事務を専決したときは、これを速やかに委員会に報告しなければならない。</p> <p>(以下 略)</p>